

## ハラスメントに係る懲戒処分について

平成 30 年 7 月 25 日に開かれた「賞罰委員会」での審議結果を受け、学生に対するハラスメント行為を行った新潟薬科大学の教員（40 代、准教授、男性）を停職（就業日 7 日）の懲戒処分といたしました。

当該教員は、同研究室配属の学生（2 名）に対し、不適切な言動や不必要な身体への接触を行ったものであります。

この行為は、アカデミック・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに該当する行為であり、学校法人新潟科学技術学園ハラスメント防止等に関する規程第 4 条第 1 項に規定する「本学園の学生及び教職員は、相互に個人の人格を尊重するよう努め、ハラスメントを行ってはならない。」に違背することから、学校法人新潟科学技術学園服務規程第 44 条第 8 号の規定に基づき、7 月 26 日付で停職（就業日 7 日）の懲戒処分としました。併せて、新潟薬科大学学長、当該学部学部長及び研究室主宰教授に対し厳重注意を行いました。

本学園としては、これまでもアカデミック・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに限らず、学内におけるあらゆるハラスメントの防止に努めてまいりましたが、今回このような不祥事が発生したことを受けて、改めて再発防止に向けた方策に取り組んでまいります。

平成 30 年 7 月 30 日

学校法人新潟科学技術学園  
理事長 寺 田 弘